

令和2年2月26日

奈良市立学校（園）の保護者の皆様

奈良市教育委員会

奈良市立学校（園）における新型コロナウイルスへの
当面（今年度内）の対応について（お知らせ）

本市教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校（園）に在学（園）する幼児、児童、生徒（以下「児童生徒」といいます。）への対応について、次のとおりとします。

1 学校（園）が主催する行事について

- ・全校（園）で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式等を実施する場合は校内放送での実施等に努めます。
- ・学校（園）の卒業証書又は修了証書授与式への参加は、教職員、卒業生（卒園児）、在校生（在園児）、保護者については同居している方に限り参加を認めることとし、来賓の参加については認めないこととします。この場合の授与の形式等は学校（園）長の判断とします。
- ・上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校（園）行事への案内を控えさせていただくとともに、不要、不急の来校の自粛をお願いすることとします。また、教職員や児童生徒が外部の不特定多数の人と接触することを極力避けるよう努めます。

2 児童生徒等の健康観察等について

- ・ご家庭において、登校（園）前に必ず検温していただき、37.5度以上の発熱又は風邪の症状がみられる場合は、学校を休ませてください。
- ・この場合においては出席停止となるため欠席扱いにはなりません。（欠席日数には含まれません。）

3 臨時休校（園）（14日間）とする場合について

- ・児童生徒本人もしくは児童生徒の同居の家族、教職員もしくは教職員の同居の家族、バンビーホーム支援員もしくは支援員の同居の家族に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、当該校を臨時休校（園）（14日間）とします。
- ・以上により臨時休校（園）措置とした場合、同校のバンビーホームも閉所とします。

4 新型コロナウイルスに関する相談窓口

- ・帰国者・接触者相談センター
 - 専用電話番号 TEL 0742-27-1132 (FAX 0742-22-5510)
 - 開設時間 平日：午前8時30分～午後9時00分、土日祝：午前10時00分～午後4時00分
- ・時間外は、保健予防課（TEL 0742-93-8397/FAX 0742-34-2321）までご相談ください。

別紙 2

奈良市立学校（園）における新型コロナウイルスへの当面（今年度内）の対応について

本市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校（園）に在学（園）する幼児、児童、生徒（以下「児童生徒」という。）への対応について、次のとおりとします。

1. 学校（園）が主催する行事については、下記のとおりとする。

- (1) 全校（園）で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式等を実施する場合は校内放送での実施等に努めること。
- (2) 学校（園）の卒業証書又は修了証書授与式への参加は、教職員、卒業生（卒園児）、在校生（在園児）、保護者については同居している者に限る。来賓の参加については認めないこととする。この場合の授与の形式等は学校（園）長の判断とする。
- (3) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

2. 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの

児童生徒に 37.5 度以上の発熱又は風邪の症状がある場合。

3. 学校保健安全法第 20 条による臨時休校（14 日間）の措置とするもの

- (1) 児童生徒本人、保護者（同居者に限る）、教職員（同居者を含む）、バンビーホーム支援員（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (2) 上記により臨時休校措置とした場合、同校のバンビーホームも閉所措置とする。

4. その他

- (1) 上記 2 により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して「帰国者・接触者相談センター*」への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、同センターへ相談を行うよう指導すること。
- (2) 上記 2 により、出席停止措置とした児童生徒等については、バンビーホームの利用もできないこととする。
- (3) 上記 2 により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- (4) 教職員は出勤前に自宅にて検温し、37.5 度を超えた場合は学校（園）長に報告すること。また、教職員の特別休暇等の取り扱いについては、令和 2 年 2 月 5 日付け奈教職第 482 号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」のとおりとする。
- (5) 保護者に対しても、家庭において登校前に検温等を実施し、万が一、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、学校（園）を休ませて健康観察をするなどの対応を依頼すること。その場合、出席停止として取り扱うことも伝えること。
- (6) この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

*** 帰国者・接触者相談センター**

1. 専用電話番号 TEL 0742-27-1132 FAX 0742-22-5510

2. 開設時間

平日：午前8時30分～午後9時00分

土日祝：午前10時00分～午後4時00分

・時間外は、保健予防課（TEL 0742-93-8397/FAX 0742-34-2321）までご相談ください。

【参考】学校保健安全法

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

問い合わせ先

- ・児童生徒の出席停止、臨時休校等に関すること

保健給食課 0742-34-4830

- ・卒業証書又は修了証書授与式に関すること

学校教育課 0742-34-4763

保育総務課 0742-34-5493

- ・バンビーホームに関すること

地域教育課 0742-34-5366

- ・教職員の服務に関すること

教職員課 0742-34-5299

別紙 3

奈教職第 482 号

令和 2 年 2 月 5 日

奈良市立学校長

奈良市教育委員会事務局

教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について

標記の件について、令和 2 年 1 月 31 日付け教職第 644 号にて奈良県教育委員会事務局教職員課長より通知がありましたので、別紙のとおり取り扱うようお願いいたします。また、市費支弁教員についても、この例により取り扱うようお願いいたします。

奈良市教育委員会事務局

教職員課 人事係 渡部

TEL:0742-34-5299

教職第644号
令和2年1月31日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局教職員課長

新型コロナウイルス感染症にかかる県費負担教職員の服務について

標記の件について、下記のとおりとりまとめましたので、その取り扱いについて
遺漏のないようお願いいたします。

記

職員の状況	服務上の取り扱い
職員本人が新型コロナウイルス感染症に罹り、病院等で診断を受けた場合	特別休暇（私傷病） ※通常の疾病と同じ
感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症予防法」という。）第六条に規定する感染症及び検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二条に規定する検疫感染症をいう。）により、次のいずれかに該当することとなった場合 ア 感染症予防法第三十三条の規定による交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合 イ 感染症予防法第四十四条の三第二項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合であって出勤することが著しく困難であると認められるとき。 ウ 検疫法第十六条第二項に規定する停留の対象となった場合	特別休暇（感染症予防）
新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、任命権者の要請により、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求めた場合	特別休暇 （交通機関の事故等による不可抗力の場合）
家族等が新型コロナウイルス感染症に罹り、感染予防の観点から、自己の判断で出勤を控える場合	年次有給休暇

奈良県教育委員会事務局
教職員課 総務係
電話：0742-27-9841

<参考法令>

○感染症予防法

(交通の制限又は遮断)

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であつて、消毒により難いときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

(感染を防止するための協力)

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

○検疫法

(停留)

第十六条 略

2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

3～7 略

(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

第十四条 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 略

二 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること(外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。)

三～七 略

2 略